債権者集会招集

平成２１年（フ）第３６６６号

大阪府東大阪市本庄西２丁目２番８号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区南堀江２丁目13番30号
破産者　日東株式会社
1　期日　平成28年11月９日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２３３号

奈良県北葛城郡王寺町畠田９丁目2374番地の11、開始時の住所奈良県北葛城郡河合町高塚台３丁目５番地12
破産者　三木　信明
免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
平成28年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第９号

群馬県前橋市鳥羽町811番地７
清算株式会社　株式会社ビッグウィル
代表清算人　金児　正成
1　決定年月日　平成28年９月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０３６号

東京都港区南青山３丁目18番14号
清算株式会社　芝管財株式会社
代表清算人　南　　勲
1　決定年月日　平成28年９月６日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　定義

⑴　協定債権

本協定における協定債権とは、特別清算開始決定時において各協定債権者が清算株式会社に対して有する一切の債権をいう。なお、清算株式会社が協定債権者に対する定期預金債権を有する場合は、当該債権と協定債権の元本とを対当額で相殺した後の残額を協定債権とする。

⑵　担保権付債権

本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の不動産、その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する協定債権であって、その担保権で担保された範囲のものをいう。

⑶　ユーザンス債権

本協定におけるユーザンス債権とは、清算株式会社が商品を輸入するにあたって代金の決済のために振り出した支払手形（いわゆる輸入ユーザンス）に係る債権であって、平成27年６月１日時点において、清算株式会社の商品がその担保として設定されていたものをいう。

⑷　一般債権

本協定における一般債権とは、ユーザンス債権（担保権付債権を含む。）に該当しない協定債権をいう。

⑸　基準債権額Ａ

本協定における基準債権額Ａとは、平成27年６月１日時点において、協定債権者が清算株式会社に対して有したユーザンス債権の元本金額（米ドル建てのものについては、１ドル125円（平成27年６月１日時点におけるＴＴＳレート）として円貨に換算した金額）をいい、その具体的な金額は別紙１の「ユーザンス債権額（基準債権額Ａ）」欄のとおりとする。

⑹　基準債権額Ｂ

本協定における基準債権額Ｂとは、以下の①又は②の債権額を指し、その具体的な金額は別紙２記載の金額から本協定第２の１に基づき弁済した金額を控除した残額とする。

①　平成27年６月１日時点において、協定債権者（東京信用保証協会を除く。）が清算株式会社に対して有した債権（ユーザンス債権を含む。）の元本金額から、(i)同日以降に清算株式会社又は保証人が当該協定債権者に対して弁済（相殺を含む。ただし、協定債権者が、清算株式会社の協定債権者に対する定期預金返還請求権を受働債権として行った相殺については、平成27年６月１日時点の定期預金元金残高をもって相殺したものとみなし、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行については、当該残高に181,271,646円を加えた金額をもって相殺したものとみなす。）した金額（ただし、清算株式会社が利息、手数料として支払った金額を除く。）並びに(ii)本協定第２の１及び第３に基づき弁済した金額を控除した残額

②　東京信用保証協会については、平成28年４月27日（特別清算手続開始決定日）における一般債権元本額である2000万円

２　債権の合算

本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。

３　弁済の場所

本協定における弁済は、清算株式会社の現在の住所（東京都港区南青山三丁目18番14号）において行うものとする。ただし、協定債権者から振込先の銀行口座の指定があった場合には、当該口座への振込送金の方法により弁済を行うものとし、振込手数料は協定債権者の負担とする。

４　弁済における端数の切り捨て等

弁済金及び免除を受ける額の計算にあたっては、免除を受ける額について１円未満の端数を切り上げ、弁済する額について１円未満の端数は切り捨てる。

第２　担保権付債権に対する弁済

１　弁済

担保権付債権に係る担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（税金、売買手数料など）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の元本の弁済に充てる。

２　弁済後の残余債権

上記１の弁済によって弁済されなかった担保権付債権の残額は、一般債権に組み込むものとし、一般債権の例によって弁済する。

３　担保権の放棄

担保権付債権を有する者が、その担保権を放棄した場合は、清算株式会社は、当該担保権によって担保されると評価されていた債権について、一般債権に組み込むものとし、一般債権の例によって弁済する。

第３　ユーザンス債権に対する弁済

１　弁済

清算株式会社は、ユーザンス債権を有する協定債権者（以下「ユーザンス債権者」という。）に対し、18億4618万3344円（平成27年５月末日時点における、ユーザンス債権に関して担保権が設定されていた清算株式会社の商品の総額）を、基準債権額Ａの割合に応じて按分して弁済する（ただし、上記第２の１に定める担保権付債権に対する弁済を除く。）。その具体的な金額（以下「ユーザンス債権弁済額」という。）は別紙１の「ユーザンス債権弁済額」欄のとおりとする。

２　弁済後の残余債権

上記１の弁済によって弁済されなかったユーザンス債権の残額は、一般債権に組み込むものとし、一般債権の例によって弁済する。

第４　一般債権に対する弁済

清算株式会社は、一般債権を有する協定債権者（上記第２の２または第３の２に基づき一般債権に組み込まれた協定債権者を含む。以下「一般債権者」という。）に対し、弁済原資（第３の１に基づく弁済及び資産の換価処分が全て完了した後に清算株式会社が有する現預金（ただし、後記第５の１②に定める第１回弁済時一般債権弁済額を含む。）から、①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額）を、基準債権額Ｂの割合に応じて按分して弁済する。